

# サンケア下関

## 重要事項説明書

### 1. 事業者

- (1) 法人名 株式会社そよかぜ
- (2) 法人所在地 小矢部市今石動町1丁目2番9号
- (3) 電話番号 0766-50-8020
- (4) 代表者氏名 代表取締役 高島 樹
- (5) 成立年月日 平成22年3月31日

### 2. 事業所の概要

- (1) 種類 指定訪問看護・指定介護予防訪問看護事業所
- (2) 名称 サンケア下関
- (3) 所在地 富山県高岡市赤祖父166番地
- (4) 電話番号 0766-53-5866
- (5) 管理者 才川 公三子
- (6) 指定番号 1660290212
- (7) 開設年月日 令和5年3月1日
- (8) 事業の目的 適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要支援・要介護状態の利用者の立場に立った適切な指定訪問看護及び介護予防訪問看護の提供を確保することを目的とする。
- (9) 営業日 毎日（ただし、12月30日から1月3日は休業とする）
- (10) 営業時間 午前9時00分～午後4時30分（サービス提供時間：24時間）  
電話等により24時間常時連絡対応が可能。
- (11) 通常の事業実施区域 高岡市 射水市

### 3. 事業の運営方針

- (1) 事業所が実施する事業は、利用者が要支援・要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。
- (2) 利用者の要支援・要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
- (3) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- (4) 事業に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- (5) 指定訪問看護又は指定介護予防訪問看護サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者、地域包括支援センターへ情報の提供を行うものとする。

#### 4. 職員の配置状況(主たる職員)

当事業所では、ご契約者に対して指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 職種：管理者（看護師）

員数：1名（常勤）

職務の内容：適切な訪問看護及び介護予防訪問看護が行われるよう利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の必要な管理及び従業者の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 職種：看護職員（看護師又は准看護師）

員数：常勤換算2.5人以上

職務の内容：訪問看護・介護予防訪問看護計画書及び訪問看護・介護予防訪問看護報告書を作成（准看護師を除く）し訪問看護・介護予防訪問看護の提供に当たる。

#### 5. 訪問看護サービスの概要

指定訪問看護及び介護予防訪問看護サービスの概要は次のとおりです。

- |                     |                      |
|---------------------|----------------------|
| (1) 病状・障害等の観察       | (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持   |
| (3) 食事および排泄等日常生活の世話 | (4) 褥瘡の予防・処置         |
| (5) リハビリテーション       | (6) ターミナルケア          |
| (7) 認知症患者の看護        | (8) 療養生活や介護方法の指導     |
| (9) カテーテル等の管理       | (10) その他医師の指示による医療処置 |
| (11) 緊急時訪問看護        |                      |

#### 6. 利用料その他の費用の額

- 介護保険による訪問看護又は介護予防訪問看護を提供した場合の利用料その他の費用の額は次のとおりです。要介護認定を受けている方は、下記利用料金より介護保険負担割合証に記載された負担割合(1～3割)に応じた料金となります。ただし区分支給限度額を超える場合は負担割合に関わらず、を超える部分の全額が自己負担となります。

##### (1)基本利用料

基本利用料	20分未満	30分未満	30分以上	1時間以上
			1時間未満	1時間30分未満
訪問看護費	3,140円	4,710円	8,230円	11,280円
介護予防訪問看護費	3,030円	4,510円	7,940円	10,900円

1 上表のサービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問看護・介護予防訪問看護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために国で定められた標準的に必要とされる時間に基づいて介護給付・予防介護給付費体系により計算されます。

2 夜間・早朝、深夜の訪問看護の料金加算について

①夜間・早朝加算・・・夜間(午後6時から午後10時まで)又は早朝(午前6時から午前8時まで)に訪問看護又は介護予防訪問看護サービスを提供した場合は、1回につき上表利用料金に25%の割増料金が加算されます。

②深夜加算・・・深夜(午後10時から午前6時まで)に訪問看護又は介護予防訪問看護サービスを

提供した場合は、1回につき上表利用料金に50%の割増料金が加算されます。

- 3 20分未満の訪問看護又は介護予防訪問看護サービス提供は、週に1回以上、20分以上の看護師による訪問を含む場合に算定します。
- 4 訪問看護又は介護予防訪問看護サービス提供について、特別な管理を必要とする利用者(下記(3)特別管理加算の対象者)に対して1時間30分以上のサービス提供を行った場合、上表利用料金に3,000円の料金が加算されます。(准看護師による割引はなし。)
- 5 准看護師による訪問看護又は介護予防訪問看護サービスについては、基本利用料の10%が割引かれます。
- 6 訪問看護又は介護予防訪問看護サービス提供について、事業所と同一建物に居住する利用者又は事業所における1月あたりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者に対しては、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定します。事業所と同一建物に、事業所における1月あたりの利用者が50人以上居住する場合、その建物に居住する利用者に対しては、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定します。

### (2) 緊急時訪問看護加算

(区分支給限度基準額の算定対象外)

利用者の同意を得て、利用者又は家族等に対して24時間連絡体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合は、緊急時訪問看護加算として1月あたり、次の料金を加算します。計画外の緊急時訪問の費用は、その都度、(1)の基本利用料が必要となります。なお、早朝・夜間、深夜の訪問に係る加算は1月以内の2回目以降に算定します。

緊急時訪問看護加算	緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	緊急時訪問看護加算(Ⅱ)
1.利用料金	6,000円	5,740円

※緊急時訪問看護加算(Ⅰ)：上記の対応体制を整えた上で、事業所が緊急時訪問における看護業務の負担の軽減を目的とした業務管理体制を整えている場合。

### (3) 特別管理加算

(区分支給限度基準額の算定対象外)

訪問看護又は介護予防訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者(※厚生労働大臣が定める状態にある方)に対して、指定訪問看護又は指定介護予防訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合は、特別管理加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)として1月あたり、次の料金を加算します。

特別管理加算	特別管理加算(Ⅰ)	特別管理加算(Ⅱ)
1.利用料金	5,000円	2,500円

※特別管理加算(Ⅰ)：在宅悪性腫瘍等患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態

※特別管理加算(Ⅱ)：在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理や在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態、人工肛門又は人工膀胱を設置している状態、真皮を超える褥瘡の状態、点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

### (4) 訪問初回加算

新規に訪問看護・介護予防訪問看護計画書を作成した利用者に対して、初回の訪問看護又は介

介護予防訪問看護を行った日の属する月に、所定の単位数を加算します。

初回加算(月額)	初回加算(Ⅰ)	初回加算(Ⅱ)
1.利用料金	3,500円	3,000円

※初回加算(Ⅰ)：病院、診療所又は介護保険施設から退院又は退所した日に事業所の看護師が初回の訪問看護又は介護予防訪問看護を行った場合

※初回加算(Ⅱ)：病院、診療所又は介護保険施設から退院又は退所した日の翌日以降に初回の訪問看護又は介護予防訪問看護を行った場合

#### (5)ターミナルケア加算 (区分支給限度基準額の算定対象外)

以前から訪問看護又は介護予防訪問看護の提供を受けている利用者が、在宅もしくは死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを要介護者に対して行った場合は、次の料金を加算します。

ターミナルケア加算	料金(月額)
1.利用料金	25,000円

#### (6)複数名訪問看護加算(Ⅰ)

以下の理由により、1人の利用者に対して看護職員2人が同時に訪問した場合は次の料金を加算します。(利用者やその家族等の同意必要)

- 1 利用者の身体的理由により、1人の看護師によるサービス提供は困難と認められた場合
- 2 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等を認められる場合
- 3 その他利用者の状況から判断して、前項1又は2に準ずるものと認められた場合

複数名訪問看護加算	30分未満	30分以上
1.利用料金	2,540円	4,020円

#### (7)退院時共同指導加算

病院、診療所または介護老人保健施設に入院若しくは入所中の者が退院退所するにあたり、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を提供した場合に加算します。ただし、初回加算を算定する場合は算定しません。

退院時共同指導加算	料金(回)
1.利用料金	6,000円

#### (8)専門管理加算

緩和ケア、褥瘡ケア若しくは人工肛門ケア及び人口膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師又は特定行為研修を修了した看護師が、利用者に対して計画的な管理を行った場合に加算します。

専門管理加算	料金(月額)
1.利用料金	2,500円

## (9) 口腔連携強化加算

利用者の口腔の健康状態の評価を実施した場合に、利用者の同意を得た上で、歯科医療機関及び担当の介護支援専門員に対して、評価の結果を情報提供した場合に、1月に1回に限り加算します。

口腔連携強化加算	料金(回)
1.利用料金	500円

## (10) その他の留意事項

- ① 利用者がまだ要介護・要支援認定を受けていない場合には、利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ② 介護保険給付の支給限度額を超えて訪問看護又は介護予防訪問看護サービスを利用される場合は、利用料金の超過分全額が利用者の負担となります。
- ③ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。
- ④ 通常の事業の実施地域を超える場合は、交通費として片道 1km毎に 50 円を請求させていただきます。事業所とサービス提供場所間の最短移動距離で計算いたします。
- ⑤ 訪問時に有料駐車場の利用が必要となる場合は、駐車場代を実費請求させていただきます。
- ⑥ サービス利用の中止を申し出た場合のキャンセル料は不要です。

## ■医療保険による訪問看護を提供した場合の利用料その他の費用の額は次のとおりです。

※ 介護保険の適応でない方、介護保険の要介護・要支援認定者でも、末期悪性腫瘍及び急性増悪等時に訪問看護の提供を行います。

※ 介護保険の要介護認定者に対する訪問看護療養費の給付

医師により急性増悪等により頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別訪問看護指示が出ている場合、1月につき指示の日から14日を限度として、医療保険の訪問看護適用となります。また、厚生労働大臣が定める傷病等の利用者(平18告示103号「基準告示」第2の1)は医療保険で週3日を超える訪問看護を行うことができます。

### (1) 訪問看護基本療養費

訪問看護基本療養費は、訪問看護指示書の交付の日から当該指示書に記載された有効期間内に、その指示書と訪問看護計画書に基づいて、訪問看護ステーションの看護師等が訪問看護を行った場合に算定します。

療養費	料金(1日)
訪問看護基本療養費(Ⅰ)	5,550円
訪問看護基本療養費(Ⅱ):同一建物居住者に対し同一日に2人の場合	
訪問看護基本療養費(Ⅱ):同一建物居住者に対し同一日に3人以上の場合	2,780円

日曜日から起算して週4日以上の場合には、1,000円高い報酬となります。

## (2) 訪問看護管理療養費の加算

<input checked="" type="checkbox"/> 訪問看護管理療養費(※)	料金
月の初日	7,670円
2日目以降	イ 3,000円 ロ 2,500円
加算	料金
<input checked="" type="checkbox"/> 夜間・早朝訪問看護加算(6時～8時・18時～22時)	2,100円
<input checked="" type="checkbox"/> 深夜訪問看護加算(22時～6時まで)	4,200円
<input type="checkbox"/> 長時間訪問看護加算	5,200円(1週につき)
<input checked="" type="checkbox"/> 緊急訪問看護加算(1日につき)	月14日目まで 2,650円 月15日目から 2,000円
<input checked="" type="checkbox"/> 難病等複数回訪問看護加算	1日2回:4,500円 1日3回以上:8,000円
<input checked="" type="checkbox"/> 特別管理加算(※1)	5,000円又は2,500円
<input type="checkbox"/> 退院時共同指導加算(※2)	8,000円
<input type="checkbox"/> 特別管理指導加算	2,000円
<input type="checkbox"/> 退院支援指導加算(厚生労働省が定める疾患・状態)(※3)	6,000円
<input type="checkbox"/> 在宅患者連携指導加算(※4)	3,000円
<input type="checkbox"/> 在宅患者緊急時等カンファレンス加算(1月につき2回まで)(※5)	2,000円
<input type="checkbox"/> 訪問看護情報提供療養費加算	1,500円
<input type="checkbox"/> 訪問看護医療DX情報活用加算(1月につき1回まで)	500円
<input checked="" type="checkbox"/> 訪問看護ターミナルケア療養費1(※6)	25,000円
<input checked="" type="checkbox"/> 24時間対応体制加算(※7)	イ 6,800円 ロ 6,520円

### ※訪問看護管理療養費

安全な提供体制が整備されている訪問看護ステーションが、訪問看護計画書および訪問看護報告書を主治医に提出するとともに、必要に応じて、主治医との連携確保や訪問看護の実施についての計画的な管理を継続して行った場合に支給されるものです。利用者又は家族等との電話による連絡、療養に関する相談、そして訪問看護の提供に必要な計画的な管理に要する費用が含まれています。

### ※1 特別管理加算

利用者の状態	加算額(1月につき)
在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態にある者	5,000円

在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、重度褥瘡在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている者、ドレーンチューブを使用している者、人工肛門・人工膀胱を設置している者、在宅患者訪問点滴注射管理指導科を算定している者	2,500 円
--	---------

## ※2 退院時共同指導加算

主治医の所属する保険医療機関に入院中又は介護老人保健施設に入所中で、退院・退所後に指定訪問看護を受けようとする利用者又はその家族等に対し、退院・退所時に訪問看護ステーションの看護師等(准看護師を除く)と入院(入所)施設の職員(医師、医師の指示を受けた看護師、作業療法士、理学療法士、栄養士等)が、退院(退所)後の在宅療養についての指導を入院(入所)施設において共同で行い、その内容を文書で提供した場合に、実施月の訪問看護管理療養費の加算として支給されます。(注:実施月が訪問看護を開始した月の前月の場合でも支給されます。)しかし、在宅での訪問看護サービスとは異なるため、訪問看護の日数(回数)として算定できません。この加算は、退院日の翌日以降初日の指定訪問看護の実施時に1回限り、訪問看護管理療養費に対して加算しますが、難病等の利用者や重症者管理加算を算定できる利用者については、この共同指導を複数日に実施した場合2回分を初日の管理療養費に対して加算することができます。また、退院時共同指導加算は、1人の利用者に対し、1つの訪問看護ステーションにおいてのみ算定できるものです。ただし、難病等の利用者に対して複数の訪問看護ステーションが退院時共同指導を行った場合は、合わせて2回まで算定できます。このため、退院時共同指導を行う場合には、主治医の所属する保険医療機関等または介護老人保健施設に対し、他の訪問看護ステーションとの退院時共同指導の有無について確認することになっています。

## ※3 退院支援指導加算

退院支援指導加算は、難病等の利用者や重症者管理加算の対象となる利用者に対して、訪問看護ステーションと特別の関係のない保険医療機関から退院するに当たって訪問看護ステーションの看護師等(准看護師を除く)が参加して、退院日に在宅での療養上必要な指導を行った場合(1回の退院支援指導の時間が90分を超えた場合又は複数回の退院支援指導の合計が90分を超えた場合)に支給されるものです。退院日の翌日以降初日の指定訪問看護の実施時に、訪問看護管理療養費に加算します(指導が前月に行われた場合でも算定できます。)この加算は、1人の利用者に対し、1つの訪問看護ステーションにおいてのみ算定できるものです。このため、退院支援指導を行う場合には、主治医の所属する保険医療機関に対し、他の訪問看護ステーションの退院支援指導の有無について確認することになっています。また、退院支援指導を行った場合は、その内容を訪問看護記録書に記録します。

## ※4 在宅患者連携指導加算

在宅患者連携指導加算は、訪問看護ステーションの看護師等(准看護師を除く)が、利用者(または家族等)の同意を得て、訪問診療を実施している保険医療機関を含め、歯科訪問診療を実施している保険医療機関を含め、歯科訪問診療を実施している保険医療機関または訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局と月2回以上文書等(電子メール、ファクシミリでも可)により情報共有を行うとともに、共有された情報を踏まえて療養上必要な指導を行った場合に月1回に限り支給されるもので、その額は3,000円です。この加算は、1人の利用者に対し、1つの訪問看護ステーションにおいてのみ算定できるものです。このため、在宅患者連携指導を行う場合には、利用者に対し、他の訪問看護ステーションからの在宅患者連携指導の有無について確認することになっています。ただし、訪問看護ステーションと主治医との間のみ、または特別の関係にある保険医療機関等のみで診療情報等を共有し、訪問看護を行った場合には、算定できません。ま

た、他職種から受けた診療情報等の内容およびその情報提供日、その診療情報等を基に行った指導等の内容の要点と指導日を訪問看護記録書に記載します。

#### ※5 在宅患者緊急時等カンファレンス加算

在宅患者緊急時等カンファレンス加算は、利用者の状態の急変や診療方針の変更等に伴い、保険医療機関の保険医の求めにより開催されたカンファレンスに、訪問看護ステーションの看護師等(准看護師を除く)が参加して、共同で利用者や家族に対して指導を行った場合に月 2 回に限り支給されるもので、その額は 1 回 2,000 円です。なお、難病等の利用者に対して、複数の訪問看護ステーションが指導を行った場合は、合わせて 2 回まで算定できますが、同一回のカンファレンスに複数の訪問看護ステーションが参加した場合は、1 つの訪問看護ステーションのみが算定できます。ただし、特別の関係にある関係者のみとカンファレンスを行った場合は算定できません。また、カンファレンスに参加した医療関係職種等の氏名、カンファレンスの要点、利用者に行った指導の要点およびカンファレンスを行った日を訪問看護記録書に記載します。

#### ※6 訪問看護ターミナルケア療養費

訪問看護ターミナルケア療養費は、主治医との指示により、その死亡日及び死亡日前以内に、2回以上指定訪問看護を実施し、かつ、訪問看護におけるターミナルケアに係る支援体制について利用者及びその家族等に対して説明を行った上で、ターミナルケアを行った場合に算定します。

#### ※7 24 時間対応体制加算

利用者又はその家族に対して 24 時間の対応体制にある場合に、月 1 回に限り算定します。

加算イについては、事業所が 24 時間対応体制における看護業務の負担軽減の取組を行っている場合に算定します。

このサービスを契約されますと、365 日間 夜間 休日を問わず安心して在宅看護サービスを受ける事ができます。

- ◎同意された利用者には 連絡用電話番号をお伝えいたします。
- ◎症状が思わしくない場合には 連絡用電話番号におかけください。
- ◎専用の携帯電話にてご相談(相談は無料)に応じさせていただきます。
- ◎医師の出動が必要な場合には主治医に連絡をとります。
- ◎緊急訪問看護が必要な場合は直接訪問し対応(有料)いたします。

#### (9) 利用料のお支払について

利用料、その他の費用はサービス提供毎に計算し、毎月 1 日を起算日とし、その月の末日までの 1 か月間の請求を翌月の 15 日に送付いたします。サービス提供月の翌々月 2 日までにお支払い下さい。

- ① 支払方法は、原則として指定の銀行口座からの自動引き落としとなります。
- ② ①の方法によらない場合は、下記の口座に振込の方法でお支払ください。

金融機関名 : 富山銀行 石動支店 (普通)口座番号 3026924

口座名義 : 株式会社そよかぜ 代表取締役 高島 樹

## 7. サービス利用に関する留意事項について

### (1) 担当の看護職員

サービス提供時に、担当の看護職員を決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の看護職員が交替してサービスを提供します。

### (2) 看護職員の交替

#### ① 利用者からの交替の申し出

選任された看護職員の交替を希望される場合には、管理者までご相談下さい。

#### ② 事業者の都合による看護職員の交替

事業者の都合により、看護職員を交替することがあります。看護職員を交替する場合は、利用者及びご家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分配慮します。

### (3) 備品等の使用

訪問看護又は介護予防訪問看護サービス実施のために必要な備品等(水道・ガス・電気を含む)は無償で使用させていただきます。

### (4) サービス内容の変更

サービス利用当日に、ご本人の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合は、サービス内容の変更を行います。その場合、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求させていただきます。

## 8. 緊急時の対応

看護職員は、訪問看護又は介護予防訪問看護を実施中に、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じます。

ご家族 氏名 \_\_\_\_\_ 続柄 \_\_\_\_\_

連絡先電話番号 \_\_\_\_\_

主治医 医療機関名 \_\_\_\_\_ 医師名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

居宅支援事業所等 \_\_\_\_\_ 担当者 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

## 9. 秘密保持等

- (1) 事業者及び事業所職員は、訪問看護及び介護予防訪問看護サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。
- (2) 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとしします。
- (3) 前2項にかかわらず、契約者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとしします。
- (4) 事業者は、提供する訪問看護又は介護予防訪問看護に関する記録を整備し、訪問看護等の完結の日から5年間保存します。

## 10. 事故発生時の対応

- (1) 事業所は、利用者に対する指定訪問看護又は指定介護予防訪問看護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は、利用者に対する指定訪問看護又は介護予防訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。

## 11. 身体拘束について

事業所は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業所として、身体拘束を無くしていくための取り組みを積極的に行います。

- ①緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- ②非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- ③一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

## 12. 虐待の防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための指針を整備し、定期的に委員会を開催します。
- (2) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- (3) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 13. 衛生管理等について

- (1) 事業所は、看護師等に対し、その清潔の保持について必要な管理を行い、感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させる等、その健康状態についての必要な管理を行います。
- (2) 事業所は、その設備、備品及び訪問看護及び介護予防訪問看護に使用する用品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、衛生管理に十分留意します。
- (3) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (4) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
  - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底します。
  - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
  - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に行います。

## 14. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定（介護予防）訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行います。

## 15. サービス提供に関する苦情について

事業所は、利用者のからの相談、苦情等に関する窓口を設置し、訪問看護等に関する利用者の要望、苦情に対し、迅速に対応します。

また、利用者からの苦情に関する市町村や国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、市町村や国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行います。

### (1) 当事業所における苦情の受付

- 苦情受付担当者：担当看護職員
  - 苦情解決担当者：管理者
  - 対応時間：月曜日～金曜日 午前9時～午後4時30分（面接による対応時間）
  - 電話番号：0766-53-5866
  - FAX番号：0766-50-8397
- （上記時間以外は、携帯電話転送で対応します）

### (2) 行政機関その他の苦情受付機関

#### ① 高岡市長寿福祉課

- 所在地：高岡市広小路7-50
- 電話番号：0766-20-1373
- FAX番号：0766-20-1364
- 対応時間：午前8時30分～午後5時15分（土曜、日曜、祝日除く）

#### ② 射水市介護保険課

- 所在地：射水市新開発410-1
- 電話番号：0766-51-6627
- FAX番号：0766-51-6666
- 対応時間：午前8時30分～午後5時15分（土曜、日曜、祝日除く）

#### ③ 富山県国民健康保険団体連合会

- 所在地：富山市下野字豆田995-3
- 電話番号：076-431-9833
- FAX番号：076-431-9834
- 対応時間：午前9時～午後5時（土曜、日曜、祝日除く）

#### ④ 富山県福祉サービス運営適正化委員会

- 所在地：富山市安住町5-21
- 電話番号：076-432-3280
- 対応時間：午前9時～午後5時（土曜、日曜、祝日、年末年始除く）

年 月 日

指定訪問看護又は介護予防訪問看護サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき、重要事項の説明を行いました。

説明者 富山県高岡市赤祖父166番地  
サンケア下関

職名 管理者 氏名 才川 公三子

年 月 日

私は、本書面にに基づいて、事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問看護又は介護予防訪問看護サービスの提供開始に同意し交付を受けました。

利用者

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

契約者  
(家族代表)

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

続柄( )